

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他( )	
要望項目名	廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>以下に掲げる産業廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準</p> <p>① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項の許可に係るごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場</p> <p>② PCB廃棄物等処理施設のうち、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第1項の認定又は第15条の4の4第1項の認定に係るもの</p> <p>③ 石綿含有産業廃棄物等処理施設のうち、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第1項の認定又は第15条の4の4第1項の認定に係るもの</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>①に該当する施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を1/2とする。</p> <p>②及び③に該当する施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を1/3とする。</p>	
関係条文	<p>地方税法附則 第15条第2項第3号、第4号</p> <p>地方税法施行規則附則 第6条第11項～第13項</p>	
減収見込額	(初年度) - (▲ 1,015) (平年度) - (▲ 1,015) (単位: 百万円)	
要望理由	<p>1) 政策目的</p> <p>廃棄物の適正な処理を確保するためには、法に定められる技術上の基準に適合した施設の整備を図っていくことが必要であり、当該施設に対して税制の優遇措置を設けることにより、適正な施設の設置を促進していく。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>廃棄物処理施設については、廃棄物処理に対する住民の忌避感、不信感から施設の設置が困難となっており、平成9年度から施設の新規許可件数が急激に減少する状況が生じた。このような施設の新設件数の減少により処理の行き場の確保ができなくなれば、廃棄物の適正処理に支障を来しかねず、毎年約550万トン程度最終処分される一般廃棄物の受け皿の不足を招くこととなる。</p> <p>ここ数年は本税制措置により適正な処理施設の導入が促進されたこと等により、平成21年度末における一般廃棄物の最終処分場の残余年数は、18.7年と改善傾向にある。しかし、最終処分場の件数及び残余容量は年々減少しており、また、最終処分場の整備状況は、各都道府県単位で見ると地域的な偏りが大きく、このような地域では新たな最終処分場の整備が求められている。さらに、東日本大震災により被災地において大量の災害廃棄物が発生したことに伴い、今後、膨大な量の廃棄物が最終処分場に埋め立てられることとなるなど、一般廃棄物の処理を取り巻く状況は依然として厳しい状況が継続している。このため、リサイクルの一層の推進及び焼却、脱水等の中間処理による廃棄物の減量化を図るとともに、最終処分場の新規立地を促進していくことが重要な課題となっている。</p> <p>また、PCB廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB廃棄物特別措置法」という。）に基づき、定められた期限（平成28年7月）までにPCB廃棄物を処分しなければならないこととされており、早期にかつ確実に処理していく必要がある。</p> <p>このうち、微量PCB汚染廃電気機器等（平成14年7月にその存在が判明した、微量のPCBに汚染された絶縁油を使用した電気機器等が廃棄物となったもの）については、平成21年11月に制度改正を行い、従来の都道府県</p>	

	<p>知事による許可に加え、廃棄物処理法における無害化処理に係る特例制度を活用して、環境大臣が微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理業者について認定を行うこととし、PCB 廃棄物処理基本計画においても位置付けたところである。微量 PCB 汚染廃電気機器等の期限内処理の達成のためには、できるだけ早期に処理施設の導入・整備を促進させる必要があり、本税制による措置が引き続き必要不可欠である。</p> <p>さらに、石綿含有産業廃棄物の排出量の増加（ストック量約 4000 万トン、年間排出量 100 万トン以上）が予想される中で、住民の不安を背景とした石綿含有産業廃棄物の忌避に加え、今後、大量に排出されることが予想されている石綿含有産業廃棄物の処理が滞留し（年に数十万トンと予想）、不法投棄や不適正処理が頻発して、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念される。このため、石綿含有産業廃棄物等について無害化処理という新たな処分ルートを平成 18 年の廃棄物処理法の改正によって確立し、取扱いについても厳格な処理基準を設けたところ。</p> <p>このため、今後の石綿含有産業廃棄物等による健康被害を拡大しないための対応の一環として、石綿含有産業廃棄物等の適正処理を徹底しつつ、税制優遇措置により今後増大が見込まれる石綿含有産業廃棄物等の処理に必要な受け皿を確保する必要がある。</p> <p>また、廃石綿等の埋立処分については、廃石綿等を受け入れている最終処分場の周辺住民を中心として、処分業者の取り扱いによっては最終処分場への投入時や転圧時等における二重こん包袋の破袋等により石綿が飛散する危険性を危惧する声があることから、平成 22 年の政令改正により、廃石綿等の埋立処分基準を更に強化したところ。一方で、石綿含有産業廃棄物等の排出量の増加が見込まれており、埋立処分以外の処分ルートを早急に確保する必要がある。したがって、本税制優遇措置により、一刻も早く無害化処理施設の整備を行うことが必要。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	廃棄物リサイクル対策の推進
	政策の達成目標	<p>①処理施設及び一般廃棄物最終処分場 一般廃棄物のリサイクル・適正処理等を推進する。</p> <p>②PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物の適正な処理を促進する。</p> <p>③石綿含有産業廃棄物等無害化処理用設備 石綿含有産業廃棄物等の適正な処理を促進する。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成24年4月1日～平成26年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<p>①ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場 平成27年度に、一廃棄物の排出量について、生活系ごみは平成12年度比で約10%減、事業系ごみは平成12年度比で約20%減</p> <p>②PCB廃棄物等処理施設 無害化処理施設の設置を進め、PCB廃棄物特別措置法に基づき微量PCB汚染廃電気機器等の処理を完了する。</p> <p>③石綿含有産業廃棄物等無害化処理用設備 無害化処理施設を早急に設置し、石綿含有廃棄物の無害化を確実に遂行する。</p>
	政策目標の達成状況	<p>税制の活用により公害防止用設備に設備投資が行われており、政策目標の達成に寄与している。</p> <p>①ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場 一般廃棄物の処理を巡る直近の状況（平成21年度実績）は、総排出量約4,625万トンのうち、全体の約20.5%にあたる約950万トンが再生利用されており、再生利用量、再生利用率ともに上昇している。また、最終処分量は約507万トンであり、毎年着実に減少している。</p> <p>②PCB汚染物等無害化処理用設備 微量PCB汚染廃電気機器等については、平成21年11月に無害化認定制度の対象となったところであり、平成23年8月段階で、無害化処理認定申請件数は5件、認定件数は4件となっている。今後さらに申請件数が増加し、今年度は前回要望時の目標件数を概ね達成するものと見込まれる。</p> <p>③石綿含有産業廃棄物等無害化処理用設備 平成23年8月段階で、2社に対し、環境大臣の無害化処理認定を出しており、目標達成に向けて着実に増加しているところ。無害化処理技術の開発には実証試験用の設備の設計・設置、実証試験の実施、排ガス・無害化処理物の分析等の試験結果の評価、生活環境影響調査や住民調整等の事前準備が必要であり、石綿含有廃棄物の排出量に応じた処理能力を確保するには、今後数年程度の期間が必要である。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	約2,620事業者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	「政策目標の達成状況」欄のとおり、本税制の活用により公害防止用設備に設備投資が行われており、政策目標の達成に寄与している。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税：PCB汚染物等処理用設備、石綿含有廃棄物無害化処理用設備に係る特別償却 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCB廃棄物適正処理対策推進事業 (97,121千円の内数)</li> <li>・ 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業 (11,873千円)</li> </ul>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、微量PCB汚染廃電気機器等及び石綿含有廃棄物の無害化処理技術を認定するなど、PCB廃棄物及び石綿含有廃棄物の適正処理を促進するための措置であるが、事業者の公害防止設備の設置を促進するものではなく、本要望項目との政策目的上の重複はない。
	要望の措置の妥当性	政策目標の達成のためには、単に事業者に規制遵守を求めるだけでなく、設置時のコストが高額である設備の導入に際して税制上の優遇措置を講ずることにより、設備導入の迅速かつ円滑な実施を促進することが効果的である。
ページ		4—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>①ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場（単位：件）  平成21年度 1,701  平成22年度 2,384</p> <p>②PCB汚染物等無害化処理用設備（単位：件）  平成21年度 0  平成22年度 0</p> <p>③石綿含有産業廃棄物等無害化処理用設備（単位：件）  平成19年度 1  平成20年度 0  平成21年度 0  平成22年度 1</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>①ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場  一般廃棄物のリサイクル率は、平成19年度は20.3%、平成20年度は20.3%、平成21年度は20.5%となっており、一般廃棄物の最終処分場の残余年数は、平成19年度は15.7年、平成20年度は18.0年、平成21年度は18.7年となっている。</p> <p>②PCB汚染物等無害化処理用設備及び③石綿含有廃棄物等無害化処理用設備  平成22年度に、PCB汚染物等及び石綿含有廃棄物等について、約4,060トンが処理された。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成27年度に、一廃棄物の排出量について、生活系ごみは平成12年度比で約10%減、事業系ごみは平成12年度比で約20%減、産業廃棄物の最終処分量について、平成12年度比で約60%減（平成2年度比では約80%減）。（※）</p> <p>※ 循環型社会形成推進基本法第15条第1項の規定に基づく、第二次循環型社会形成推進基本計画（平成20年環境省告示第33号）による。  上記基本計画に定められた政策の達成目標の達成に向け、廃棄物処理施設の整備を促進することで、廃棄物の適正な処理の推進を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>廃棄物の再生利用量については毎年着実に上昇しており、最終処分場の残余年数についても、直接埋立量の減少及び再生利用量の増加のため、近年わずかながら増加している。しかし、残余容量は毎年着実に減少しており、また残余容量の確保については地域ごとに格差があるため、新たな容量確保手段が求められている。</p> <p>これらは廃棄物の排出量が高止まりする一方、廃棄物処理施設の設置には地域住民の理解を得られにくく設置用地の確保が困難であり、また、法令で定められた厳しい構造基準を満たした施設の整備には多額な資金を要し、施設の維持管理を的確に行うに足りる設置者の能力を必要とするため、新規設置が難しい状況にあることによる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和47年度に創設、以後平成22年度税制改正に至るまで2年ごとに延長。その間昭和51年度、平成5年度、平成8年度、平成13年度税制改正においては対象施設の拡充が認められた。また、平成18年度及び平成19年度税制改正において、石綿処理施設について対象施設の拡充が認められた。平成20年度税制改正において、自動車等破砕物処理施設が対象から除外され、廃PCB等処理施設及び産業廃棄物焼却溶融施設について課税標準率が縮減された。また、平成22年度税制改正において、産業廃棄物の最終処分場等が対象から除外され、石綿含有産業廃棄物等無害化処理用設備について課税標準率が縮減された。</p>
<p>ページ</p>	<p>4—3</p>